

「移送サービス事業」の利用に関する約款

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

- (1) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する移送サービス事業（以下「当事業」という）は、既存の公共交通機関を利用しての外出が困難な障害のある人などに対し、リフト付き車輛による移動支援を行うことを目的とする事業です。
- (2) 当事業を利用できる人は、寝屋川市在住の人で、次の3区分のいずれかに該当し当事業の利用登録をしている人（以下「利用登録者」という）に限ります。ただし、利用登録者が介助者として登録することはできません。
 - (ア) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
 - (イ) 介護保険の要介護または要支援認定を受けている人
 - (ウ) その他、既存の公共交通機関による移動が困難であることを証明する診断書のある人
- (3) 当事業の利用は、発着地のいずれかが寝屋川市内で、発着地のいずれかが京阪神地域及び奈良市、生駒市に限ります。目的地以外のところに立ち寄ることはできません。
- (4) 利用登録者の月間（毎月1日から末日まで）の利用可能回数は、次のとおりとします。
 - (ア) 身体障害者手帳1種1級及び1種2級の交付を受けている人で、なおかつ常時車イスを利用しないと移動できない人は6回まで利用できます。
 - (イ) 上記以外の利用登録者は2回まで利用できます。
- (5) 当事業の利用料金は、次表のとおりとします。

範囲区分	A	B	C	D	E
片道	300円	400円	900円	1,000円	走行距離100kmまでは定額2,000円 101kmを超える場合は定額料金に加えて1kmにつき20円ずつ加算した額
往復	600円	800円	1,800円	2,000円	

*表中「範囲区分」の説明。A区分：寝屋川市内、 B区分：枚方市、門真市、守口市、交野市、大東市、四條畷市、摂津市、茨木市、高槻市、 C区分：大阪市内、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、東大阪市、八尾市、能勢町、豊能町、島本町、奈良市、生駒市、 D区分：「A・B・C区分」以外の大府域、 E区分：大阪府外（奈良市、生駒市をのぞく。また走行距離の計算は市立池の里市民交流センター出発時から同センター到着時までの距離とします）

- (6) 利用料金は毎月末でしめ、翌月上旬に請求書を送付しますので、請求書到着以降25日までに、本会事務局でお支払い頂くか、ゆうちょ銀行の本会指定口座へお振込ください（振込手数料は利用者負担となります）。なお、振込依頼人が利用者と異なる場合は、事前に本会まで連絡してください。利用料金の支払いを滞納されると利用をお断りする場合があります。
- (7) 当事業の利用予約は、土、日、祝日（以下「休日」という）をのぞく月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までの間に、予約・問い合わせ専用電話（072-812-3294）または来所により受付します。1か月前の予約受付開始日は、予約・問い合わせ専用電話（072-812-3294）予約を優先します。
- (8) 予約受付期間は、利用希望日の1か月前から7日前までです。なお、受付開始日が本会事務局の休日の場合は、休日明けからの受付となります。GW、年末年始等の予約受付は、ボランティア調整が難しくなることが予想されます。そのような場合には、予約受付期間内であっても、受付終了となることをご了承ください。
- (9) 移送車両は、午前9時に市立池の里市民交流センターを出発しますので、市立池の里市民交流センターから利用者宅までの時間を考慮して予約時間を決めてください。（「午前9時に自宅」という予約はできません）また、サービスの活動時間は午後5時（市立池の里市民交流センター到着）までです。道路事情等で遅れる場合をのぞき、予約の段階から5時を超えることが予想される場合は、予約を受けることはできません。
- (10) サービスを提供するためには、車両が空いていることと、運転を担うボランティアがいること、の2つの条件が必要です。通常、電話で予約を受け付ける場合は「車両が空いていること」のみの確認で予約を入れています。運転ボランティアの調整は、移送ボランティアグループと連携して行いますが、予約が入っている日でもボランティアの調整がつかないときも、まれにあります。このようなときは、予約をキャンセルさせていただく場合があります。（この場合は、予約された利用希望日の3日前までにお知らせします）また、上記以外でも、災害等予期せぬ事情によりサービスの提供に困難を生じた場合は、予約をキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。

- (11) 利用時に発生する高速道路料金や駐車場料金は利用者の負担とし、料金必要時にその場で支払っていただきます。
- (12) 高速道路を利用するかどうかは、目的地や前後の予約状況と関連しますので、場合によっては、高速道路の使用を予約の条件とさせていただくことがあります。
また、片道だけのご利用でも、行き先や前後の予約状況などによって、往復分の高速道路料金をご負担いただく場合があります。
- (13) 予約状況によって「待機」をする場合がありますが、この場合は、原則としてもよりの「駐車場」を利用し、駐車料金は利用者の負担になります。
- (14) 安全に送迎するため、シートベルトの着用を義務付けています。やむを得ない事情等でシートベルトの着用ができない場合は、利用者または介助者で安全配慮に努めてください。
- (15) 行き先や時間帯を考慮したうえで、多くの方にご利用いただけるよう予約を受け付けていますので、場合によっては、他の利用者の人と相乗りになる場合がありますのでご了承ください。なお、相乗りが困難な人は前もって本会事務局にお知らせください。
- (16) 予約等で社協にお電話を頂いたときに、担当者が不在あるいは他の電話中で、電話に出られない場合がありますが、その場合は代替りの者が要件をお聞きし、必要に応じて、担当者から後で連絡をします。(担当者を指名し電話をするように、という指示には従いかねますのでご了承ください)
- (17) 病院での診察が予定より遅れるなどして、当サービスを予約されていた時間に、間に合わない場合、その日の予約状況によっては、予約時間を超えてお待ちできないことがあります。
予約時間に遅れる気配があるときは、あらかじめお知らせしている移送ボランティアの活動用携帯電話に連絡をしてください。可能な範囲で時間変更の調整をいたします。
- (18) 道路状況等により、ご予約の時間に到着できない場合がありますがご了承ください。なお、このような場合、利用者の方の携帯電話等連絡がとれる方法があれば、それらをとおして連絡調整を行います。
- (19) 予約については、キャンセルの無いようにお願いします。また、予約された内容(時間、行き先、介助者の有無など)は、原則としてサービスご利用時に変更はできません。緊急に変更が必要になった場合は、ボランティアに相談してください。
- (20) ボランティアは2名体制(運転・補助)で、利用者の移送車両への乗降時の軽度の介助程度はお手伝いしますが、それ以外の介助やお手伝いはいたしません。乗降時の段差が難しい方は車イスで乗降していただきます。
- (21) 介助が必要な方は、介助者の同乗をお願いします。介助者が現実的に介助行為ができないと本会が判断した場合は、介助者としての乗車をお断りすることがあります。介助者として乗車できる人は原則ひとりで、複数名の乗車を希望される場合は、実情に応じて本会が判断し決定します。
- (22) 利用者を施設等へ送迎する場合、片道のみ介助者だけが乗車されることは、道路運送法違反になりますのでお断りします。
- (23) 当事業は、官民協働による新しいスタイルの福祉サービス事業です。活動に参加するボランティアは国土交通大臣認定の講習を修了しているほか、本会が実施するボランティア研修も受講しておりますが、この活動によって収入を得ることのない無償のボランティアであり、また、本会も非営利事業として実施しています。「サービスをお金で買う」と捉えるのではなく、利用者もボランティアも「お互い様」という気持ちで接し合い、より良いコミュニケーションを築く努力をしてください。
- (24) 「移送サービス事業」の利用に関する約款を遵守しご利用ください。当該約款は、移送サービス利用登録申込の際にお渡ししています約款または、本会ホームページから確認できます。遵守できない場合は、登録をお断りする場合があります。

附則 この約款は、平成20年10月1日より施行する。
この約款の一部は、平成31年4月1日に改正し施行する。